## 神奈川県ホームレスの自立支援計画策定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 ホームレスの自立支援計画を策定するため、神奈川県ホームレスの自立支援計画 策定会議(以下「会議」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 会議は次に掲げる事項を協議する。
  - (1) ホームレスの自立支援計画の策定に関すること。
  - (2) 「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」(平成31年3月)の評価に関すること。
  - (3) その他ホームレスの自立支援に関すること。

(組織)

- 第3条 会議は、次に掲げる者で構成する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 福祉団体関係者
  - (3) 雇用機関関係者
  - (4) 市町村ホームレス対策事業担当課関係者
  - (5) ホームレス支援団体関係者
  - (6) 公募委員
  - (7) その他生活援護課長が認めた者
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

- 第4条 会議に座長及び副座長を置く。
- 2 座長及び副座長は委員の互選により定める。
- 3 会議は、座長が召集する。ただし、会議設置後最初の会議は生活援護課長が招集する。
- 4 座長は、会議を統括する。なお、必要があると認めるときは、ホームレス対策に係わる者等をオブザーバーとして出席を求めることができる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(庶務)

- 第5条 会議の庶務は、福祉子どもみらい局福祉部生活援護課において処理する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が別に定める。

INH BII

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。